

南河内 4 市町村における
下水道事務広域化に関する報告書（案）

南河内 4 市町村下水道事務広域化協議会

平成 30 年 2 月

目 次

1. 広域連携の検討の目的と経過.....	1
1-1. 広域連携の経緯及び検討趣旨.....	1
1-2. 南河内4市町村の現況.....	1
1-3. 改正下水道法による下水道事務広域化協議会制度.....	2
1-4. 下水道事務広域化協議会の発足までの経過.....	3
2. 広域連携の検討状況.....	5
2-1. 広域連携手法の抽出.....	5
2-2. 広域連携事務の抽出.....	7
3. これまでの検討を踏まえた今後の方向性.....	10
3-1. これまでの検討における課題.....	10
3-2. 広域事務の開始に向けて.....	11
3-3. 今後の方向性.....	12
【別添 1】 南河内4市町村下水道事務の相互連携に係る基本協定（素案）.....	13
【別添 2】 広域連携事務の検討状況.....	14

1. 広域連携の検討の目的と経過

1-1. 広域連携の経緯及び検討趣旨

人口減少が続く日本では、2060年にピーク時の7割まで人口が減少するとされている。その影響は下水道事業まで波及しており、節水機器の普及と合わせて使用料収入の減少などの課題が顕在化している現状がある。

一方で、行政事務の効率化に向けた職員数の削減が進められており、下水道部署の職員数は平成9年度のピーク時の2/3まで減少し、全国地方公務員数と下水道部署正規職員数も最近10年間で16%減少している。富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村からなる南河内4市町村においても、平成18年度に37名在籍していた下水道職員が、平成28年度には24名と約2/3に減少し、ベテラン職員の退職による新規技術職員も満足に確保できていない状況で、技術力の継承や住民サービスの低下が危惧されている。

また、高度成長期に開発された住宅団地では、供用開始から40年程度経っており、今後、管渠の老朽化が懸念される。これまでの普及促進に伴う管渠の建設に加え、管路の点検調査（維持管理）や管路の改築更新が必要となることが想定される。さらに管路の改築更新事業など、自治体によっては現在実施していない業務も増加する見込みである。職員数の削減が進む中で、4市町村が抱える課題に対し、各市町村が単独で対応していくには限界があり、従来どおりの事業運営では持続的な下水道事業の執行が困難になりつつある。

南河内地域においては、広域協議会、一部事務組合、機関等の共同設置、事務の委任など、これまで様々な分野で広域行政に関する取り組みを行っているなかで、平成27年7月19日に施行された改正下水道法で下水道の広域的な連携に関する協議会制度が新たに示された。これら市町村間の連携の積み重ねを受けて、下水道においても人材の効果的運用、適切な技術伝承、そして効果的な事務体制の構築をめざして、下水道事務（計画・施工・維持管理等）の広域連携を検討することとなった。なお、この検討は下水道経営の統合等に向かって一気に進むというものではなく、4市町村それぞれの事務を基本として広域化を検討し、それぞれの事務権限を可能な限り尊重したうえで可能な広域連携の形を探るものである。

1-2. 協議会発足当時の南河内4市町村の現況

南河内地域は、大阪府の東南部に位置し、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村の9市町村と堺市美原区（旧美原町）の区域を指す。本協議会を構成する4市町村は富田林市内にある近鉄富田林駅や喜志駅を通勤、通学の最寄り駅として共有しており、過去からも生活圈や商業圏を共有してきた。平成14年には富田林市の提案による4市町村の合併に向けた法定協議会を設置したが合併には至っていない。

南河内地域にはこの4市町村の他に河内長野市、大阪狭山市を加えた6市町村による、ごみ・し尿事務のための一部事務組合があり、前述の合併の破談後も介護認定・開発指導事務を共同で実施するための組織の共同設置や、4市町村による消防救急事務の受委託等を実施している。

下水道に関連する事務では、これまで広域連携等に関する動きはなかったが、太子町と千早赤阪村の水道事業が平成29年度に大阪広域水道企業団に事業統合されることが決まっており、これらの町村は上水道と下水道を一つの課内で兼務処理しているため、上水道の企業団統合により、それぞれの町村の下水道事務の執行体制の見直しも課題となっていた。

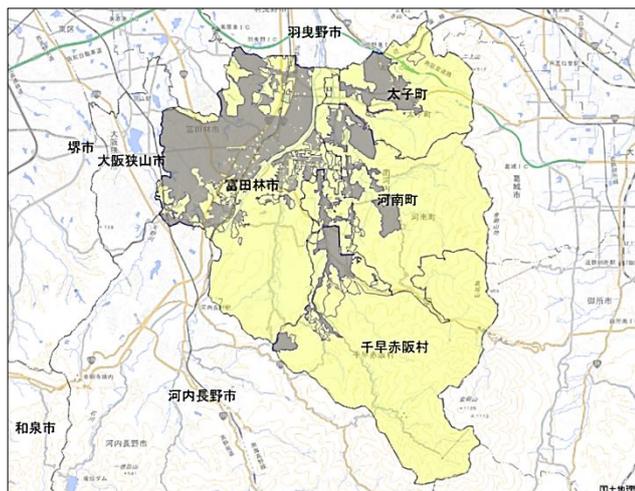


図1 4市町村の下水道整備状況

1-3. 改正下水道法による下水道事務広域化協議会制度

平成27年5月に下水道法が改正され、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度が創設された。

地方自治法に基づく「協議会」は、事務の一部を共同して実施するための「事業主体」として設けられるもので、議会の議決等の手続きが必要であることに対して、下水道法に基づく協議会制度は「協議の場」として設けられるものであり、これらの手続きは不要とされている。

4市町村は、下水道法に基づく協議会として、「南河内4市町村下水道事務広域化協議会」を平成28年8月5日に設置し、以降、幹事会、作業部会において下水道事業の広域化について検討を行っている。協議会の目的及び構成は以下のとおりである。

【目的】

下水道事業（浄化槽市町村整備推進事業を含む。）の事務を継続的に安定して実施するために必要な広域化による事務の集約等を共同して検討することを目的とする。

《補足》

- ・ 下水道管理者が下水道を適正に管理し続けるために、下水道管理者間の連携のあり方、役割分担、メリット・デメリット等について協議し、広域的事務の方向性を具体的に研究・検討するため、協議会を設立する。
- ・ この協議会制度を全国に先駆けいち早く活用することで、国の協議会に対する支援や、国・府・下水道事業団の技術的な支援を受けることが可能となる。

- ・ 協議会は、広域化を検討協議する場であり、必ずしも広域化することとは異なる。

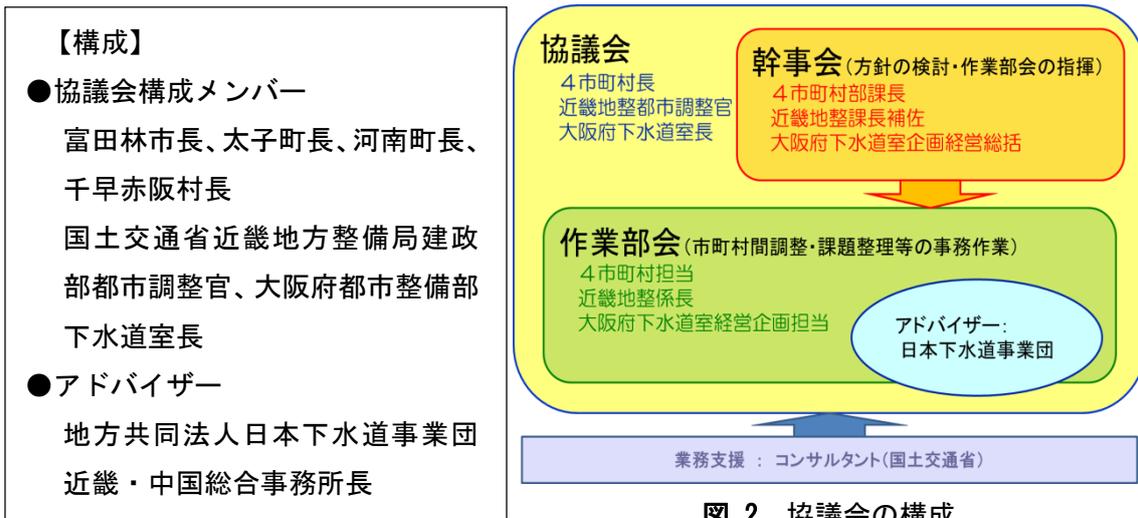


図 2 協議会の構成

1-4. 下水道事務広域化協議会の発足までの経過

図3に4市町村における協議会発足までのフローと表1に協議会発足までの経過を示す。具体的に富田林市担当者レベルで協議会制度の利用について検討を開始してから、約1年で協議会を発足した。

なお、協議会発足に先立ち、広域化を行う事務の枠組みについて、平成28年5月下旬から月1回のワーキングを実施し、各市町村の現在の事務項目、事務フローについて把握し、意見交換と調整を行った。

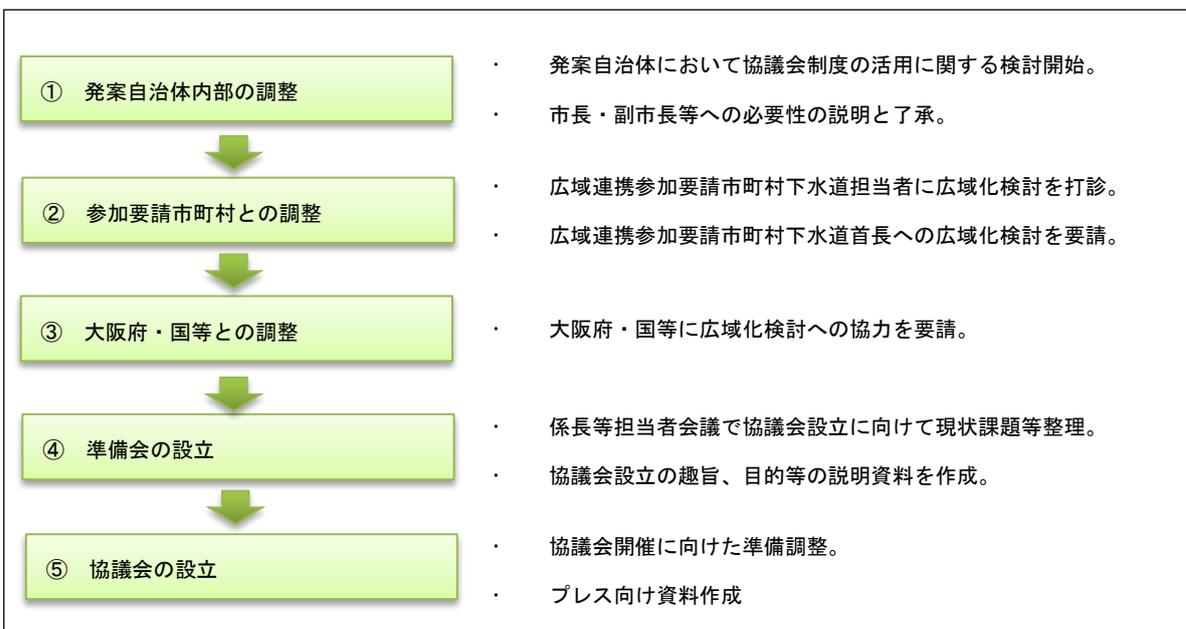


図 3 協議会の発足準備

表1 協議会発足までの経過と調整事項等

	時 期	調整事項等
	平成 27 年 7 月	下水道法改正施行により、下水道管理の広域、共同化を促進するための協議会制度が創設される。(31条の4)
①発案自治体内部の調整	平成 27 年 8 月	富田林市下水道課で協議会制度の利用について検討開始。
	平成 27 年 12 月	富田林市下水道課の担当者が富田林市長、副市長に広域連携の必要性を説明 資料は以下の通り。 ・下水道施設の老朽化などの状況や周辺市町村を含めた技術職員減少の状況 ・下水道法に基づく協議会制度及び地方自治法に基づく連携制度の紹介 ・連携の有効可能性の定性的資料（定量効果などは含んでいない） 富田林市長が広域化検討を了承し、下水道課の担当者に対して、広域化検討の提案を3町村に打診するように指示する。
②参加要請市町村との調整	2～3日後	富田林市下水道課の担当者が3町村の下水道担当者に広域化検討について打診。各市町村の担当者が各町村長に富田林市からの広域化検討の打診について説明し3町村長が了承する。
③都道府県・国等との調整	平成 28 年 1 月上旬	富田林市下水道課の担当者が、大阪府下水道室に広域化検討提案について説明し了解される。
	平成 28 年 1 月中旬	富田林市下水道課の担当者が国交省下水道部下水道事業課に説明。 富田林市下水道課の担当者が環境省浄化槽推進室に説明し、浄化槽市町村整備推進事業の広域化対応を提案。
	平成 28 年 2 月上旬	富田林市下水道課の担当者が下水道事業団に参加を要請し、事業団はオブザーバー参加を了解される。
④準備会の設立	平成 28 年 2 月下旬	担当者会議を開催。(現状と課題等について等) 担当者会議のメンバーは、各市町村の係長・担当レベルの者で構成
	平成 28 年 3 月上旬	第1回準備会を開催。(協議設立の趣旨・意見交換会等) 準備会のメンバーは、各市町村の課長補佐・係長レベルの者で構成。大阪府都市整備部下水道室、国土交通省近畿地方整備局建政部、日本下水道事業団も参加。
	平成 28 年 4 月下旬	第2回準備会を開催。(協議会設立の趣旨等について)
	平成 28 年 5 月中旬	幹事会を開催。(協議会説明資料について等) 幹事会のメンバーは、各市町村の部課長レベルの者で構成。下水道法に基づく協議会は検討を行うための協議会であり、実施を前提とした仕組みではないことを理解いただけるよう説明する。
	平成 28 年 5 月下旬	第1回作業部会にて市町村間の事務手順等の調整を図るための棚卸し(DMM分析)を実施。(初回は排水設備事務) 作業部会のメンバーは、各市町村の係長・担当レベルの者で構成。
	平成 28 年 6 月下旬	第2回作業部会にて事務(排水設備)手順の図式化(DFD分析)を実施。
	平成 28 年 7 月上旬	第2回幹事会を開催。(首長説明の内容確認・協議会打合)
	平成 28 年 7 月下旬	第3回作業部会を開催。(その他事務のDMM分析等)
⑤協議会の設立	平成 28 年 8 月 5 日	南河内4市町村下水道事務広域化協議会発足。 協議会の構成員は4市町村長の他、協議会が必要とするものとして大阪府都市整備部下水道室長、国土交通省近畿地方整備局建政部都市調整官とし、アドバイザーとして日本下水道事業団近畿・中国総合事務所次長が参加。国交省下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室長が基調講演。

2. 広域連携の検討状況

2-1. 広域連携手法の抽出

広域連携の手法は、都市間連携に向けた協議・調整を「支援する」ための制度と都市間連携による広域化を「実施する」ための制度に大別される。以下で広域化を「実施する」ための制度について抽出を行った。

事務処理の共同処理において広域化を実施するための制度は、大別して「行政権の執行にかかるもの」と「行政権の執行を伴わないもの」に分類される。「行政権の執行にかかるもの」は各議会の議決を得る必要がある一方で、「行政権の執行を伴わないもの」は関連事業体間での覚書や協定等の締結等、議会の議決を要しない範囲で事務の共同処理が実施できる。なお議会議決の要否については、地方自治法第 96 条、第 243 条及び地方公営企業法第 40 条等、議会の権限に関する規定に留意する必要がある。

下水道事務の広域化においては、事務項目毎に「行政権の執行にかかるもの」と「行政権の執行を伴わないもの」を使い分けて実施することになるため、具体的な手法として「行政権の執行にかかるもの」は組織の設立を要しない「事務の委託」を採用し、「行政権の執行を伴わないもの」は地方公共団体間での「民事上の委託」を採用することとした。

また、先行して取り組む構成市町村の事例を他の市町村にも技術継承するため、さらに構成市町村の共通課題に連携して対処するために、「共同研究」も実施することとした。

なお、ここでいう「行政権の執行」とは、地方公共団体が法人や個人に義務を課し又は権利を制限する処分や、申請に基づく許認可処分など、法令等に基づく公権力の行使等の法律行為を指すものとし、法律行為を伴わない事実行為はこれに含めないものとする。

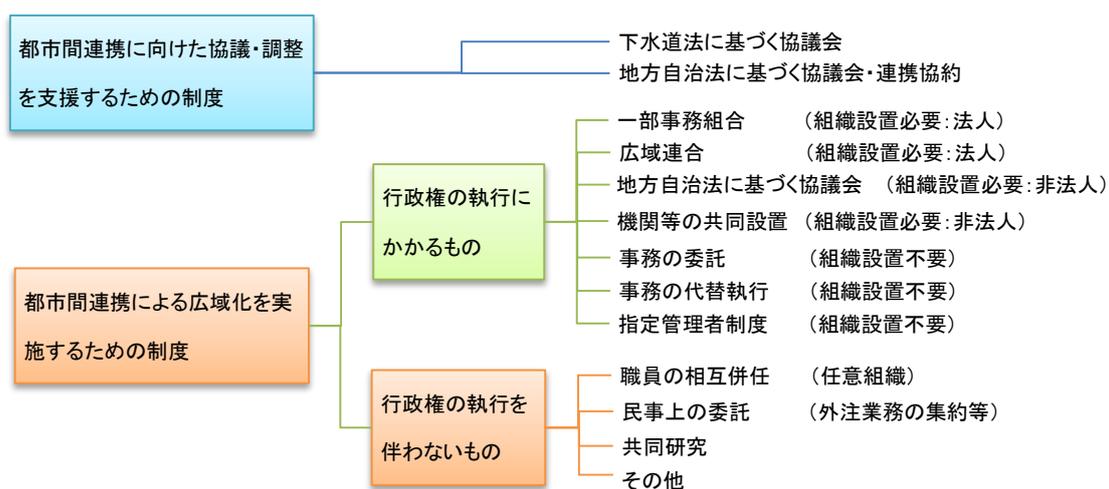


図 4 事務の共同処理の手法

【採用する広域連携手法】

- 事務の委託（行政権の執行にかかるもの）
- 地方公共団体間での民事上の委託（行政権の執行を伴わないもの）

●共同研究（行政権の執行を伴わないもの）

表3 連携手法の形態と南河内4市町村における適用

手法	新たな組織	概要	適要
1. 都市間連携に向けた協議・調整を支援するための制度	(1) 下水道法に基づく協議会	■協議の場として位置付けられ、国や下水道事業団等の参加も認められる。	■事業執行の権限を有しないため、事業の実施段階では適用できないが、都市間連携の可能性の検討を行う場としては、非常に有益である。
	(2) 地方自治法に基づく連携協約	■地方公共団体の連携を柔軟に進めていくための関係を構築する手段である。	■協約の締結に当たって議会の議決と知事等への届出が必要であり、都市間連携の実行を「前提」とした検討であることから、「可能性」を検討するという本件ケースにはなじまない。
2. 都市間連携を具体的に実施するための制度	(1) ①一部事務組合	■複数の地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために、設ける特別地方公共団体である。	■別に団体を設置又は衛生事業等の既存の一部事務組合に事務を統合するケースが考えられるが、各市町村の技術継承を所期の目的とする本ケースにはなじまない。
	(1) ②広域連合	■広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体である。 ■国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受ける事ができる。	■別に団体を設置し事務を統合するケースが考えられるが、広域連合の設立そのものが容易ではなく、また各市町村の技術継承を所期の目的とする本ケースにはなじまない。
	(2) ①協議会	■各地方公共団体が実施する事務等を共同で実施する組織として設置するが、法人格は有しない。 ■協議会が行った事務等の執行は、関係地方公共団体が実施したものとしての効力を有し、連帯責任を負う。	■主に広域計画の策定等に適用される手法であり、事務の共同処理のような実務には適さない。
	(2) ②機関等の共同設置	■各地方公共団体の機関等を共同で実施する機関等として設置するが、法人格は有しない。 ■それぞれの地方公共団体の責任が実施したものとしての効力を有する。	■共同設置された機関等は、構成団体それぞれに属する機関等とみなされるため、それぞれの自治体の処理手順が異なる場合は事務が輻輳し、効率化は図りにくい。
	(3) ①事務の委託	■地方公共団体の事務の一部の管理執行権限を、他の地方公共団体に委託する制度である。	■委託された事務に掛かる権限が委託先に移行するため、委託元の事務は軽減する、事務機会の喪失による技術継承に課題が生じる。
	(3) ②事務の代替執行	■事務の一部を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に管理執行させる制度である。	■代替執行された事務に掛かる権限は代替先に移行しないが、代替元の事務が軽減されるため、事務機会の喪失による技術継承に課題が生じる。
	(3) ③指定管理者制度	■地方公共団体が指定する法人又は、その他の団体に公の施設の管理を行わせる制度	■指定管理者の当該事務に指定元の市町村の法令等が適用されるため、受託市町村の事務が輻輳し、効率化は図りにくい。
	(4) ①職員の相互併任	■要綱等を定めて、各構成団体から職員の派遣を受け、それぞれ他の構成団体の職員に相互に併任した上で、任意組織を設けて事務処理を行う	■職員の派遣が必要であるため、職員が少ない町村では負担が大き。
	(4) ②民事上の委託	■地方自治法には、地方公共団体間で請負等の民事上の契約を妨げる規定はない。 ■契約により他の自治体に業務を委託することは可能	■行政権が伴わない事務に限られるが、議会の議決を要しない範囲で、任意の事務処理を特定しての事務の委託が可能である。
	(4) ③共同研究	■地方公共団体の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探る。	■地方公共団体間での技術継承ができる。 ■広域化を推進するための基本の取り組みである。

2-2. 広域連携事務の抽出

各市町村の事務項目や事務フローの相違を把握するとともに、都市間連携に向けた意思疎通を図る目的で、各市町村から数名ずつ参加する作業部会（WG）を設置した。ワーキングでは、事務項目の洗い出しでは機能分析表（DMM）を作成し、事務フロー調整には項目ごとに機能情報関連図（DFD）を作成した。

機能分析により洗い出した主な事務項目は表4の通りである。

表4 事務項目一覧表

大項目	事務項目
(1) 排水設備	受益者負担金・分担金の確認、水洗化促進、融資あつせんの有無（補助金）、水質管理、異常時の対応の案内、公共ますの有無の確認、排水設備工事申請、指定業者の取り扱い
(2) 管渠工事	積算、発注契約、住民説明、占用協議、現場管理、検査、設計
(3) 経理	起債申請、一般会計繰入事務、使用料徴収事務、決算統計、財源確保、流域負担金、公営企業会計の導入調整
(4) 管渠維持管理	マンホールポンプの維持管理、不明水対策、緊急時対応（非常時）、台帳の統一、水質基準超過、管更生、管渠の調査・人孔点検・カメラ調査
(5) 計画・調査	事業計画、ハザードマップ、BCP、社会資本総合整備計画及び各種要望、ストックマネジメント計画

※事務項目ごとに、「行政権の執行にかかる」事務と「行政権の執行を伴わない」事務がある。

これらの事務項目について、広域化の手法により以下の分類を行った。

- ① 「行政権の執行にかかる法律行為」
 同じ手続きで実施している行政権の執行にかかる事務を広域化する。 ⇒ 事務の委託による効率化
- ② 「行政権の執行を伴わない事実行為」
 行政権の執行を伴わない業務委託等の事務を1市町村に集約して実施する。なお、受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど、技術学習の機会の確保に努める。 ⇒ 民事上の委託による効率化と技術継承
- ③ 「課題検討・研究」
 事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探る。 ⇒ 共同研究による技術継承

表 5 事務項目分類の考え方

	① 事務の委託	② 民事上の委託	③ 共同研究
概要	法律行為の委託による連携	事実行為の共同処理	課題・知見・技術の共有
説明	行政権の執行にかかる排水設備に関する許認可等、広域化が容易な事務から、順次事務の委託を実施して事務の広域化を推進する。さらに事務のパッケージ化を進めてさらなる広域化を図る。	行政権の執行を伴わない外注業務等を1市町村に集約して実施する。なお受託市町村は委託市町村担当者が業務協議に参加できるようにするなど広域全体の技術力の維持向上を図る。	事務を先行して実施する市町村が他の市町村に知見を展開する等、構成市町村の共通課題に対して互いに補完連携して対処法を探り、広域全体の事務・技術力の維持向上を図る。
想定される実施体制	地方自治法の定めに基づき、3町村が富田林市に事務を委託する。	民事上の契約として町村が富田林市に業務を委託し、富田林市に業務を集約して実施する。	会場を持回りするなど、参加しやすい環境を醸成し、広域化推進に向けた課題検討・研究会を定期的に開催する。

これらの事務項目について、広域化の着手時期等により以下の分類を行った。

- (a) 実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの。 ⇒短期での実施
- (b) 実施に向けて法手続き等が必要なもの。 ⇒中期での実施
- (c) 実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの。 ⇒長期での実施

これらを段階別に整理すると表 6 のとおりとなる。

表6 想定される広域化の段階と事務項目

	短期	中期	長期	摘要
広域化の段階	法手続き等の必要がなく、実施に向けて支障となる課題や手続きがないもの	実施に向けて法手続き等が必要であるが支障となる課題が少ないもの	実施に向けて前提となる課題解決が必要なもの	
目標年次(例示)	2018～2022 ^{※1}	2021 ^{※1} ～2022 ^{※1}	2023 ^{※1} ～	※1 未定
広域化の手法	共同研究 (基本協定)	業務継続計画(BCP) …… 緊急対応(非常時) …… 台帳データの共通化検討 ストックマネジメント計画 不明水対策検討 公営企業導入調整		課題検討・研究会を定期的に開催
	民事上の委託 (基本協定) & (個別委託契約)	水質管理 各種計画 工事設計	水洗化促進 管路調査・点検清掃 各種計画・工事設計(多岐展開) 各種システム構築(施設台帳等) 工事積算 整備・長寿命化工事 維持管理(通常時対応、合特対象) 維持管理(異常時の対応案内、ハザードマップ等) マンホールポンプの維持管理(合特対象)	富田林市に業務を集約
事務の委託 (事務委任規約)		排水設備指定業者登録	排水設備(公共ますの有無確認、確認申請等)占用、開発協議 計画・調査	富田林市に事務を委託

3. これまでの検討を踏まえた今後の方向性

3-1. これまでの検討における課題

①これまで検討してきた事務

実現の可能性が高いと思われる事務について検討を行っており、その検討内容を別添2に示す。

②各種システムの連携について

広域化においては、下水道の各種事務の基礎資料となる下水道台帳システム、業務や工事発注に関する積算システム、公営企業会計の費目設定等に関する会計システムなどの各種システムについて、そのデータ仕様等の共通化を図る必要がある。

③行政権の有無による広域化手法の違いについて

行政権の執行にかかる事務の委託を行う場合、委任規約等の範囲内において委託自治体の行政権は受託自治体に移動し、委託自治体は当該事務を管理執行する行政権を失うこととなる。また事務の代替執行を行う場合、委託自治体の行政権は受託自治体に移動せず、受託自治体は委任規約等の範囲内において、委託自治体の行政権を代替執行することとなる。したがって、事務の委託や事務の代替執行については、行政権の移動（委譲）や代替執行に関して地方自治法の定めによりそれぞれの議会議決や知事への届出が必要となる。

一方で、行政権の執行を伴わない事務については、民事上の委託も認められていることから、事務の広域化においては、事務項目ごとに行政権の有無（法律行為と事実行為）を確認して、広域化手法を選択する必要がある。

④技術継承について

地方自治法による事務の委託と民事上の委託は、一般的には受託自治体の責務で事務が実施され委託自治体が業務内容に関わるものがなくなるため、委託自治体においては技術が継承できなくなる。広域化において構成市町村全体の技術力の維持継承を図るためには、受託した事務の各種協議等に委託自治体も参加できる環境を整える必要がある。

⑤費用負担割合について

事務項目ごとに各市町村の業務割合が異なるが、事務項目ごとに費用負担割合を算定するにつき、構成市町村の事業量とその算定根拠として利用されることが想定されることから、4市町村の事業量とその構成比率を表7に示す。

なお、個別の業務に関して受委託する場合は、その都度、その業務数量により設定することも考えられる。

表 7 費用負担割合の目安（平成 28 年度事業実績より）

項目		事業量					構成比率				
		富田林市	太子町	河南町	千早赤松	計	富田林市	太子町	河南町	千早赤松	
計 画	計画面積 (ha)	全体計画	2,818	793	991	371	4,973	56.7%	15.9%	19.9%	7.5%
		事業計画	1,924	268	424	248	2,864	67.2%	9.4%	14.8%	8.7%
	計画人口 (人)	全体計画	115,589	16,500	18,120	4,210	154,419	74.9%	10.7%	11.7%	2.7%
		事業計画	98,025	15,083	15,990	4,420	133,518	73.4%	11.3%	12.0%	3.3%
整 備	処理区域内人口(人)		102,072	12,801	14,603	4,126	133,602	76.4%	9.6%	10.9%	3.1%
	水洗化人口(人)		93,360	11,531	13,701	3,614	122,206	76.4%	9.4%	11.2%	3.0%
	管渠延長(km)		389	68	95	32	584	66.6%	11.6%	16.3%	5.5%
	MP(箇所)		28	16	28	15	87	32.2%	18.4%	32.2%	17.2%
汚 水 量	年間処理水量(千m ³)		10,387	1,055	1,416	365	13,223	78.6%	8.0%	10.7%	2.8%
	年間有収水量(千m ³)		9,920	1,025	1,376	354	12,675	78.3%	8.1%	10.9%	2.8%

3-2. 広域事務の開始に向けて

下水道法第 31 条の 4 に基づく本協議会の目的は、南河内 4 市町村における下水道事務の広域化の可能性を検討することであり、2 年間の協議を経て広域、共同化が可能な事務を抽出した。

今後広域化が可能な事務について順次具体的な協議、検討、実施に移行するに当たり、広域事務を進めるための基本合意を行う必要がある。

なお地方自治法に定める事務の委託、代替執行等の行政権の委譲、代替執行等にかかる事務に関する協議に関しては、同法の関連条項に基づき協議を行う必要があることから、下水道法第 31 条の 4 に基づく本協議会の合意の範囲は、行政権を伴わない事務の広域、共同化に限るものとする。

①広域事務の開始に向けた合意文書

広域事務の開始に向けた構成市町村の合意文書として「南河内 4 市町村下水道事務の相互連携に係る基本協定（案）」を別添 1 に示す。

②広域事務のスキーム

広域事務を実行するに際して、下水道法による協議会制度と地方自治法による相互間の協力の関係を図 5 に示す。

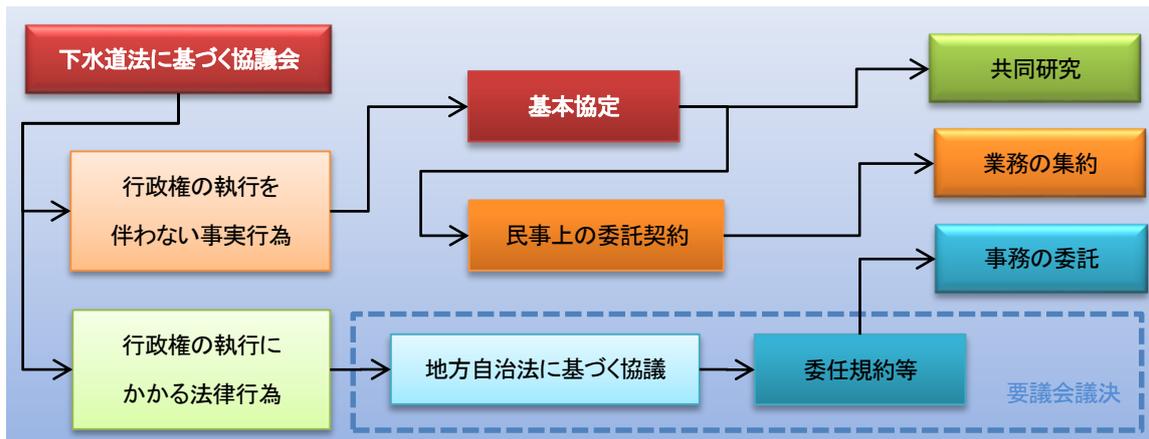


図 5 広域事務のスキーム

3-3.今後の方向性

先に述べたように、行政権を伴わない事務と行政権を伴う事務の協議に関して、根拠となる法令に違いがあることが明らかになったことから、前者は上記の基本協定の定めにより協議等を継続し、広域連携が可能な事務から順次広域化を実施するものとする。後者については検討を続けて、広域連携の支障となる課題が解決され広域化が可能となった事務については、地方自治法の定めにより、大阪府（総務部市町村課）との協議の上、委任規約等の案を作成し、広域連携を実施する各市町村の議会の議決を経て、知事に報告を行った上で、広域化事務を実施するものとする。

これまでの協議によって、連携手法の検討や、連携事務の抽出を行い、その中でそれぞれの事務に期待される効果や、実現するための課題について明らかにしてきた。一方で、この間に、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」が平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定され、上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022 年度（平成 34 年度）までの広域化を推進するための目標を掲げることとされました。また国土交通省においても平成 29 年 8 月に「新下水道ビジョン加速戦略」が策定され、都道府県主導による広域化の推進や、複数市町村による点検調査・工事・維持管理業務の一括発注の推進支援を示されており、今後、下水道事業に関する広域化・共同化の取組みが全国に広がっていくものと思われる。

本協議会は、本協議会が広域化の目標として掲げた人材の効果的運用、適切な技術継承、そして効果的な事務体制の構築を実現するため、さらに汚水処理事業の持続的運営とサービスの維持向上を図るため、今後も共同研究や広域連携事務の更なる拡充に努めるものとする。

【別添 1】 南河内4市町村下水道事務の相互連携に係る基本協定（素案）

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「4市町村」という。）は、平成28年8月5日に下水道法第31条の4に基づいて設置した南河内4市町村下水道事務広域化協議会の検討を受けて、下水道事務の相互連携に係る基本的な方針を定めるため次のとおりの基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、下水道事業（以下、浄化槽市町村整備推進事業を含む。）に係る事務の相互連携を図ることで下水道事業を継続的に安定して実施することを目的とする。

（基本方針）

第2条 4市町村は、前条の目的を達成するために、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する事務及び役割分担）

第3条 4市町村は、次に掲げる事務について連携する。

- （1）技術を継承するための共同研究
- （2）アウトソーシング等業務の集約に係る共同処理

2 前項の他、地方自治法第252条の14の規定による事務の委託又は同法第252条の16第1項に規定する事務の代替執行により事務の処理を行う場合は、この基本協定とは別に、同法に基づく規約の作成等の手続きを行うものとする。

（事務の執行及び費用負担等）

第4条 4市町村は、前条第1項に規定する事務の執行に当たっては、相互に協力し補完し合うものとする。

2 前条第1項に規定する事務の執行に係る費用負担については、事務の内容に応じて4市町村が応分に負担するものとし、その額については別途協議の上定めるものとする。

（協議）

第5条 4市町村は、相互連携について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うものとする。

（疑義）

第6条 この基本協定の内容に疑義が生じた場合は、4市町村が協力して解決するものとする。

附 則

この基本協定は、締結の日から効力を生じる。

この基本協定の締結を証するため、基本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 月 日

富田林市長	多 田 利 喜
太子町長	浅 野 克 己
河南町長	武 田 勝 玄
千早赤阪村長	松 本 昌 親

【別添 2】 広域連携事務の検討状況

下水道事業の共同処理を行う事務（排水設備）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		収入 (千円)	事務処理における特記事項			
排水設備 指定業者 登録等事 務【条例 規定事 務】	これまで各市町村の条例に基づき下水道管理の権限で指定していた指定業者登録を富田林市に一元化することにより事業者の効率化及び事業者の手続きの負担軽減を図る。	富田林市 事務量 0.04人	1. 事業内容（平成24～28年） ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録（新規・更新） 2. 指定業者 238者（うち、町村重複211者） 3. 登録手数料等（平成24～28年計） ①指定申請 10,000円/件 ②責任技術者登録 2,000円/件 ③平成24～28年手数料合計 3,132千円/年	【共同処理方法】 指定業者の登録事務を富田林市に一元化し、登録情報を3町村に提供する。ただし、確認申請に係る書類等の審査及び工事完了に伴う完了検査は各市町村で実施する。	◎定量的な事業効果 3町村の登録事務がなくなる。富田林市と重複していない業者数は27者と富田林市の約1割であるため、事務量の負担は軽微である。 ◎定性的な事業効果 ①登録事務の効率化 ②事業者手続きの負担軽減	○
		太子町 事務量 0.02人	1. 事業内容 ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録（新規・更新） 2. 指定業者 61者（うち、市重複50者） 3. 登録手数料等 なし	【実施方法】 富田林市において登録事務を行う。ただし、確認申請に係る書類等の審査及び工事完了に伴う完了検査は各市町村で実施する。 受託者：富田林市 委託者：太子町、河南町、千早赤阪村	◎対象者への影響 ①多くの対象者にとって重複申請がなくなる。 ②富田林市と河南町に登録している業者（61者）は登録費用を節減できるが、河南町のみに登録している業者（12者）は次回更新時より登録料が倍増する	
		河南町 事務量 0.02人	1. 事業内容 ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録（新規・更新） 3. 登録手数料等 ①指定申請 5,000円/件 ②責任技術者登録 1,000円/件 ③平成24～28年手数料合計 803千円/年	【幹事市】 幹事市：富田林市 【事務局】 事務局：富田林市下水道課	③太子町・千早赤阪村のみに登録（無料）している業者（15者）は次回更新時より登録料が発生する。 ④増減額（各者の技術者を1名として試算） 61@△6000＝△366千円 12@6000＝ 36千円 15@12000＝ 180千円	
		千早赤阪村 事務量 0.02人	1. 事業内容（平成29～33年度まで） ①排水設備工事に係る設計・施工・監理を行うために必要な責任技術者の登録 ②指定工事店の指定登録（新規・更新） 2. 指定業者 41者（うち、市重複34者） 3. 登録手数料等 なし	【負担割合】 なし	△150千円/5年	
	合計	5年平均 786				

下水道事業の共同処理を行う事務（水質管理）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
水質管理 事務	<p>専門事業者に補助を委託して実施している特定事業所に対する放流水質等の検査指導を行う事務で、広域化による検査日程の調整により若干の効率化が期待できる。また職員が多いため職員の技術向上が期待できる</p>	<p>富田林市 事務量 0.11人</p> <p>2,766</p>	<p>1. 事業内容（平成28年度） ①特定事業所における放流水質を検査指導する事務で専門事業者に補助を委託している。また、飲食店等の油水分離槽の維持管理指導への同行も委託している。 ②検査指導日数 28日 ③対象事業所 60件 2. 発注方法 特命随意契約（都市技術センター） 3. 契約金額 2,766千円</p>	<p>【共同処理方法】 現在、大阪市の外郭組織（都市技術センター）との随意契約で実施している水質管理補助業務の検査日程を調整することで、実働日数を削減するとともに、現在、水質管理補助業務を実施していない町村も水質相談等を受けられるものとする、 協定：不要 【実施方法】 富田林市と河南町がそれぞれ都市技術センターに委託している水質管理補助業務の仕様を調整し、業務の効率化を図る。 【幹事市】 幹事市：富田林市 【事務局】 事務局：富田林市下水道課が調整を図る 【負担割合】 両市の水質管理補助業務費用を対象施設数で案分する。 【その他】 水質管理対象施設がない2町村の職員研修としての参加を促す。</p>	<p>◎定量的な事業効果 事務量の削減はないが、指導日数の削減により200千円程度の事業費削減が見込める。 ◎定性的な事業効果 ①検査報告書を共有することで町村における検査指導技術の向上が期待できる ②水質管理指導に関する相談体制の整備が図れる ◎対象者への影響 ①受託者における業務の効率化が期待できる。</p>	○
		<p>太子町 事務量 0人</p> <p>0</p>	<p>1. 事業内容 該当施設なし</p>			
		<p>河南町 事務量 0.01人</p> <p>275</p>	<p>1. 事業内容（平成28年度） ①特定事業所における放流水質を検査指導する事務で専門事業者に補助を委託している ②検査指導日数 2日 ③対象事業所 4件 2. 発注方法 特命随意契約（都市技術センター） 3. 契約金額 275千円</p>			
		<p>千早赤阪村 事務量 0人</p> <p>0</p>	<p>1. 事業内容 該当施設なし</p>			
		合計		3,041		

下水道事業の共同処理を行う事務（実施設計）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
工事実施設計	下水道工事の設計積算のために委託している工事実施設計を共同発注し、受託者との協議打ち合わせを共同で行うことで、職員の技術力の維持向上を図る。 また富田林市に民事上の委託を行う場合は、事務等の効率化も図ることができる。	富田林市 事務量 0.08人	1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 2件/年 ②対象件数 1.01km/年 ③設計延長 発注方法 一般競争（電子入札） 3. 契約金額 16,880千円/年 4. 打ち合わせ回数 5回/年	<p>【共同処理方法】 下水道技術の習得に繋がる設計コンサルタンの協力を共同で実施するため、町村業務を富田林市に委託するか、又は共同発注により同一コンサルタントと委託契約するなどし、共同協議を実現する。</p> <p>【実施方法】 委託の場合は民事上の委託契約により業務を集積し富田林市が一括して業務発注を行う。共同発注の場合は富田林市の発注を受託した業者に町村が随意契約することになる。</p> <p>協定：外部発注業務を他の自治体に委託集約するについては、「行政権」執行に該当しないため、民事契約による委託協定が可能。</p> <p>【幹事市】 富田林市</p> <p>【事務局】 富田林市下水道課</p> <p>【負担割合】 民事上の委託の場合は業務単価（/km）による業務価格及び事務費を委託町村が負担する。共同発注の場合は負担なし</p> <p>【その他】 町村の業務量に応じて必要とする設計業務のみを共同処理の対象として選択できるものとする。なお30年度は町村での実施設計予定はない。</p>	<p>◎定量的な事業効果 民事上の委託の場合 事務量全体で約0.11人の削減 共同発注の場合 事務量の削減はなし</p> <p>◎定性的な事業効果 民事上の委託の場合 ①発注検査業務の効率化 共同発注の場合 ①業者選定事務の削減 ②共同打合せにより職員技術力の維持向上が期待できる</p> <p>◎対象者への影響 民事上の委託の場合 ①共同打合せによる工数の削減と報告書の一本化による経費削減が図れる 共同発注の場合 ①共同打合せにより工数の削減が図れる</p>	○
		太子町 事務量 0.05人	1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 0件/年（過去5年で28年度の1件のみ） ③設計延長 0.3km/年 2. 発注方法 指名競争入札 3. 契約金額 4,324千円/年 4. 打ち合わせ回数 6回/年			
		河南町 事務量 0.04人	1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 1件/年 ③設計延長 0.9km/年 2. 発注方法 一般競争 3. 契約金額 3,283千円/年 4. 打ち合わせ回数 5回/年			
		千早赤阪村 事務量 0.02人	1. 事業内容 ①下水道工事の実施に向けた設計業務発注 ②対象件数 0件/年（5年程度は発注済） ③設計延長 0km/年（ ” ” ） 2. 発注方法 指名競争入札（過去の実績より） 3. 契約金額 0千円/年 4. 打ち合わせ回数 5回/年（過去の実績より）			

下水道事業の共同処理を行う事務（各種計画）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
各種計画 業務	下水道事業の各種計画事務について共同発注し、委託者との協議打ち合わせを共同で行うことで、職員の技術力の維持向上を図る。 また富田林市に民事上の委託を行う場合は、事務等の効率化も図ることができる。	0	<p>1. 事業内容</p> <p>① 下水道事業の各種計画を業務発注 ② 対象計画と予定金額（金額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストックマネジメント計画策定 契約金額 9,340 千円 ・ 内水ハザードマップ作成 契約金額 18,900 千円 ・ 事業計画変更 契約金額 4,536 千円 ・ 下水道総合地震対策計画 予定金額 <p>2. 発注方法 一般競争（電子入札）</p> <p>3. 打ち合わせ回数 5 回/年</p>	<p>【共同処理方法】 下水道技術の習得に繋がる計画策定業務においてコンサルタントとの協議を共同で実施するため、町村業務を富田林市に委託するか、又は共同発注により同一コンサルタントと委託契約するなどし、共同協議を実現する。</p> <p>【実施方法】 委託の場合は民事上の委託契約により業務を集積し富田林市が一括して業務発注を行う。共同発注の場合は富田林市の発注を委託した業者に町村が随意契約することになる。</p> <p>協定：外部発注業務を他の自治体に委託集約するについては、「行政権」執行に該当しないため、民事契約による委託協定が可能。</p> <p>【幹事市】 幹事市：富田林市</p> <p>【事務局】 事務局：富田林市下水道課</p> <p>【負担割合】 民事上の委託の場合は業務単価（k m等）による業務単価及び事務費を委託町村が負担する。共同発注の場合は負担なし</p> <p>【その他】</p>	<p>◎定量的な事業効果 民事上の委託の場合 事務量全体で約0.09人の削減 共同発注の場合 事務量の削減はなし</p> <p>◎定性的な事業効果 民事上の委託の場合 ①発注検査業務の効率化 共同発注の場合 ①業者選定事務の削減 ②共同打合せにより職員技術力の維持向上が期待できる</p> <p>◎対象者への影響 民事上の委託の場合 ①共同打合せによる工数の削減と報告書の本化による経費削減が図れる 共同発注の場合 ①共同打合せにより工数の削減が図れる</p> <p>◎交付金の優先確保 ストックマネジメント計画は補助対象業務であり、共同実施であれば交付金の優先的な確保が期待できる。</p>	○
		0	<p>1. 事業内容</p> <p>① 下水道事業の各種計画を業務発注 ② 対象計画と予定金額（金額）</p> <p>事業計画変更 4,266 千円（26年度）</p> <p>ストックマネジメント計画 金額未定（31年度予定）</p> <p>2. 発注方法 指名競争入札</p> <p>3. 打ち合わせ回数 3回/年（26年度事業計画変更）</p>			
		0	<p>1. 事業内容</p> <p>① 下水道事業の各種計画を業務発注 ② 対象計画と予定金額（金額）</p> <p>全体計画見直し・事業計画変更・都計法認可変更 未定</p> <p>2. 発注方法 一般競争入札</p> <p>3. 打ち合わせ回数 5回/年</p>			
		0	<p>1. 事業内容</p> <p>① 下水道事業の各種計画を業務発注 ② 対象計画と予定金額（金額）</p> <p>指名競争入札（H22実績・全体計画見直し）</p> <p>3. 打ち合わせ回数 5回/年（H22の実績）</p>			

下水道事業の共同処理を行う事務（ストックマネ研究）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
ストックマネマネジメント研究	下水道事業を継続的に安定して経営するために、保有する下水道資産を把握し、下水道の整備、維持管理、改築修繕を一体的に捉えて運営するストックマネマネジメント計画を策定する。 長寿命化事業の前提として策定が義務付けられている。 この経過に関する考え方や手法等について策定済みの富田林市の計画をベースにして技術共有を図る。	富田林市 事務量 0.08人	1. 現状 資産調査済み、計画策定済み 資産延長 417 km 業務価格 9,342 千円	【共同処理方法】 計画策定を先行する富田林市が、町村にノウハウを提供し、ストックマネマネジメント計画の策定を促進する。 【実施方法】 富田林市のストックマネマネジメント計画をたたき台として、策定に至る手順、要点等を町村にレクチャーする。 【幹事市】 幹事市：富田林市 【事務局】 事務局：富田林市下水道課 【負担割合】 なし 【その他】 協議会メンバーである地方整備局、大阪府、アドバイザーの下水道事業団の支援を受けやすい。	◎定量的な事業効果 事務量の削減はなし ◎定性的な事業効果 ①既知の知見を共有することで、事務の効率化、迅速性が図れる ②町村での共同策注につながる ◎対象者への影響 ①共同策注できれば受託業者の工数の削減が図れる	○
		太子町 事務量 0人	1. 現状 資産調査 (30年度予定)、現在計画未策定 (31年度策定予定) 資産延長 58km 2. 計画内容 資産調査 2 km 計画策定 一式 予定される業務価格 金額未定 (資産調査) 金額未定 (点検調査計画策定業務)			
		河南町 事務量 0.02人	1. 現状 簡易版のストックマネマネジメント実施方針は策定済 (主要な管渠のみ)。大室地区以外の下水道管渠は平成6年度以降の供用開始であり、耐用年数まで相当の期間があり、現時点では具体的な計画はない。			
		千早赤阪村 事務量 0.02人	1. 現状 資産調査未定、計画未策定 資産延長 32km 2. 計画内容 (未定) 資産調査、計画策定 一式 金額未定			

下水道事業の共同処理を行う事務（企業会計導入調整）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
公営企業会計導入調整	平成28年度に公営企業会計に移行した富田林市のノウハウを町村に共有する。 4市町村で会計処理にかかると、移行後の諸問題に決することが可能となる。	富田林市 事務量 0.12人	1. 現状 平成28年度に公営企業会計に移行 資産調査、会計システム導入経費 36,720 千円 会計システム業者 ヒューチャーイン	【共同処理方法】 公営企業会計移行を先行する富田林市が、町村にノウハウを共有し、町村の公営企業会計の移行課題の解決を促進する。 【実施方法】 公営企業会計導入に向けた町村の事務課題について、先行する富田林市がそのノウハウを用いて町村からの相談に応じる。 【幹事市】 幹事市：富田林市 【事務局】 事務局：富田林市上下水道総務課 【負担割合】 なし 【その他】	◎定量的な事業効果 事務量の削減はなし ◎定性的な事業効果 ①既知の知見を共有することで、移行事務の効率化、迅速性が図れる ②予算科目の統一を行えば、運用上の課題対応はもとより。将来に経営統合等を検討する際には相互理解を図りやすい ◎対象者への影響 ①予算科目設定協議に関して受託業者の工数の削減が図れる	○
		太子町 事務量 0人	1. 現状 資産調査の状況 会計システム導入の状況 導入経費 39,960千円 2. 今後の予定 資産調査の状況 会計システム導入の状況 31年度			
		河南町 事務量 0.08人	1. 現状 資産調査の状況 H28～H29で実施 会計システム導入の状況 H29で実施 導入経費 5,353千円 2. 今後の予定 H30に条例・規則改正、新予算編成、打切り決算 H31年4月公営企業会計スタート			
		千早赤阪村 事務量 0人	1. 現状（法非適用、特別会計） 資産調査の状況 会計システム導入の状況 導入経費 0千円 2. 今後の予定（現在のところ予定なし） 資産調査の状況 会計システム導入の状況 金額未定			

下水道事業の共同処理を行う事務（業務継続計画）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
業務継続 計画検討	大規模地震等の緊急時に限られた人員、資源で効率的に対応し、可能な限り迅速に下水道機能の維持・回復が図られるように、あらかじめ事務の優先順位・手順等を定めておく計画を、共同で作成しようとするもの。	富田林市 事務量 0.08人	1. 現状 簡易版のBCPを策定	<p>【共同処理方法】 発災時における事務の優先順位や必要人員、受援に対する連絡、対応などの共通事項に関して、共同で研究する。</p> <p>【実施方法】 他市町村のBCP策定事例を参考にして、BCP策定検討会を開催し、課題を整理し、計画の共通部分共同で作成する。</p> <p>【幹事市】 幹事市：富田林市</p> <p>【事務局】 事務局：富田林市上下水道総務課</p> <p>【負担割合】 なし</p> <p>【その他】</p>	<p>◎定量的な事業効果 事務量の削減はなし</p> <p>◎定性的な事業効果 ①BCPを共通化することで、部分被害が発生した災害時においては、相互支援を行いやすくなる ②町村の人的リソースの不足を補え、業務委託を回避できる</p> <p>◎対象者への影響</p>	○
		太子町 事務量 0.02人	1. 現状 簡易版のBCPを策定			
		河南町 事務量 0.04人	1. 現状 簡易版のBCPを策定			
		千早赤阪村 事務量 0.02人	1. 現状 簡易版のBCPを策定			

下水道事業の共同処理を行う事務（不明水対策）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況 事務処理における特記事項	共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
不明水対策検討	下水道事業における処理費用を押し上げている不明水侵入対策に関して、調査・対応策等を共同で研究する	<p>事業費 (千円)</p> <p>0</p> <p>富田林市 事務量 0.08人</p> <p>1. 現状 日本下水道新技術機構の共同研究に参加し、不明水対策を研究中</p>	<p>【共同処理方法】 不明水対策の対象の抽出、手法、期待される効果などについて共同で研究する</p> <p>【実施方法】 富田林市及び他市町村の取組み事例などを参考に、実施可能な手法を検討する。また不明水対策の実施費用とそれにより期待される流域負担金の減額等についても検討する。</p> <p>【幹事市】 幹事市：富田林市</p> <p>【事務局】 事務局：富田林市上下水道総務課</p> <p>【負担割合】 なし</p> <p>【その他】</p>	<p>◎定量的な事業効果 事務量の削減はなし</p> <p>◎定性的な事業効果 ①不明水対策の費用対効果を明らかにできれば、流域下水道への施策提案等に結びつけられる</p> <p>◎対象者への影響 ①共同で取組むことで、地域住民にその重要性をアピールしやすくなる。</p>	○
		<p>0</p> <p>太子町 事務量 0.04人</p> <p>1. 現状 本管の誤接調査(打音)</p>			
		<p>0</p> <p>河南町 事務量 0.04人</p> <p>1. 現状 老朽管の管更生工事等による間接流入対策を実施中 直接流入対策が今後の課題となっている。</p>			
		<p>0</p> <p>千早赤阪村 事務量 0.04人</p> <p>1. 現状 穴空きの人孔蓋を取替(長寿命化事業H29終了)、大和川下流域下水道不明水対策協議会に参加など。</p>			

下水道事業の共同処理を行う事務（下水道台帳）

項目	広域連携の取組内容	各市町村の実施状況		共同処理等に向けた研究結果の概要	効果額など効果の検証	共同処理の可否
		事業費 (千円)	事務処理における特記事項			
下水道台帳データの共通化検討	下水道事業の基礎となる下水道台帳の共有化に向けて、台帳データの共通化検討を行う	富田林市 事務量 0.04人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台帳管路延長 417km 2. データ更新頻度 毎年度 3. データ更新費用 10,476千円 4. 受託業者 国際航業 	<p>【共同処理方法】</p> <p>システムの共通化は相当な初期費用が発生するため、各市町村がシステム更新時に共通化を目指すこととし、現時点ではそれに向けて、データの相違等を確認することとする。</p> <p>【実施方法】</p> <p>各市町村の管路データ（GIS）を shape 形式で富田林市に提供し、富田林市はフリーソフトのGISに集約し、町村に提供する。</p> <p>【幹事市】 幹事市：富田林市</p> <p>【事務局】 事務局：富田林市上下水道総務課</p> <p>【負担割合】 なし</p> <p>【その他】 30年度に主要各社の下水道台帳システムに関する学習（業者によるデモなど）を実施する。</p>	<p>◎定量的な事業効果 事務量の削減はなし</p> <p>◎定性的な事業効果 ①他市町村の下水道整備状況を相互に確認できる。 ②管理業務の広域化検討の基礎資料となる。 ③災害支援要請時の情報資料となる</p> <p>◎対象者への影響 ①各市町村の現行システムのリプレイス時期を調整することで、共同発注の道が開ける。</p>	○
		太子町 事務量 0.02人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台帳管路延長 55km 2. データ更新頻度 3年度毎（予定） 3. データ更新費用 未定 千円 4. 受託業者 朝日航洋 			
		河南町 事務量 0.08人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台帳管路延長 137km 2. データ更新頻度 更新は直営 3. データ更新費用 0千円 4. 受託業者 国際航業（H18年度以前） 			
		千早赤阪村 事務量 0.02人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 台帳管路延長（データ化約30km） 2. データ更新頻度 年度毎 3. データ更新費用 (H24にデータ化以降無し) 0千円 4. 受託業者 パスコ 			